

各務原市北清掃センターダイオキシン類ばく露防止対策協議会設置要綱

(平成14年3月29日決裁)

(設置)

第1条 各務原市北清掃センターにおける運転、点検等作業及び解体に従事する職員及び委託業者等のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）へのばく露防止の徹底を図るため、各務原市北清掃センターダイオキシン類ばく露防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画及びその具体的な推進方法について意見を交換し、もってダイオキシン類へのばく露による危険及び健康障害の防止並びに健康の保持及び増進を図るものとする。

(組織)

第3条 協議会は、各務原市北清掃センターの職員及び委託事業者等のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって組織する。

2 会長は、各務原市北清掃センター所長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名した委員をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。

(協議会の招集)

第4条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

3 会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

(報告)

第5条 会長は、協議会で意見を交換した事項のうち重要事項について、各務原市職

員の健康及び安全管理に関する規則（昭和60年規則第12号）第4条に規定する安全衛生委員会に報告をするものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、各務原市北清掃センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年5月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。